220924TOKYO

スタンダード短答オープン

【第１クール】　（憲法１）

【解説】

辰已法律研究所

この解説書の利用方法

１.【出題ポイント】

出題ポイントとは、短答問題の分析方法です。

具体的には、各設問を、

条文知識（条文）　･･･正解を導くに当たっての条文の知識量

判例知識（判例）　･･･正解を導くに当たっての判例の知識量

学説理解（学説）　･･･正解を導くに当たっての総合的な知識量（基本原理、学説等）

事務処理（事務）　･･･正解を導くに当たっての事務処理能力

論理その他（論理）･･･正解を導くに当たっての論理その他の能力

以上の５要素に分け、設問の中に各要素がどれだけ含まれているかを、０～５ポイントで表示しています。ポイント数が大きいほど、当該問題にその要素が多く含まれていることを表します。

※出題ポイントは、個人成績表にも掲載されます。成績表に掲載の他のデータとともに出題ポイントを有効にご利用ください。

〈出題ポイントの見方〉

出題ポイント	条文知識：３　判例知識：５　学説理解：２　事務処理：２　論理その他：１

※上記の問題は判例知識を高度に要求される傾向を表している問題となります。

２.【関連過去問】

【関連過去問】は、その問題に関連する直近の過去問を表示しています。

３.【ワンポイントレッスン】

関連する分野のまとめなどを適宜掲載しています。

４.【問題整理番号】

短答過去問パーフェクトの章立てに基づき、問題ごとに体系別整理番号を記載いたしました。こちらを利用することで本試験過去問と対照して整理することができます。本試験直前期に弱点分野を集中的に短期間で見直す等に役立ててください。

５.【参考文献】

・芦部信喜「憲法」（第７版・高橋和之補訂、岩波書店）

・日評ベーシック・シリーズ新井ほか「憲法Ⅰ　総論・統治」、「憲法Ⅱ　人権」（第２版、日本評論社）

・憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第７版、有斐閣）

憲　法 第１問	法人の人権

〔第１問〕（配点：２）

法人の人権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、[No. 1]）

ア．判例によれば、株式会社は、国や政党等の特定の政策を支持、推進し、又は反対する等の政治的行為をなす自由を有する。また、政治資金の寄付が政治の動向に影響を与えることがあったとしても、自然人である国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではないから、株式会社が政治資金を寄付する自由は、憲法上保障される。

イ．判例によれば、税理士会は強制加入団体であり、かつ、政治団体に対して献金をするか否かは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、各会員が個人的な思想に基づいて自主的に決定すべき事柄である。よって、たとえ税理士業界に有利な法改正を求める目的で政治献金費用の徴収決議がなされたとしても、会員たる税理士は納入義務を履行する必要はない。

ウ．現在社会におけるその役割の重要性が認められるとしても、法人は、全ての人権について、自然人と同程度の保障を受けるわけではない。

１．ア○　イ○　ウ○　　２．ア○　イ○　ウ×　　３．ア○　イ×　ウ○
４．ア○　イ×　ウ×　　５．ア×　イ○　ウ○　　６．ア×　イ○　ウ×
７．ア×　イ×　ウ○　　８．ア×　イ×　ウ×

無断複製・無断転載等を禁じます

憲　法	法人の人権	日　付	/	/	/	問題整理番号	正答率
第１問		チェック欄				2-1-4-(2)	%
〈出題ポイント〉　条文知識：１　判例知識：５　学説理解：１　事務処理：１　論理その他：１							
〈関連過去問〉　司法26－2、22－1、21－1							
正解　〔№.１〕１							

【肢別解答率（%）】

	1	2	3	4	5	6	7	8
肢別解答率(%)	**80**	7	3	5	2	1	1	1

（全体正答率80%）

ア正しい。本記述は、最大判昭４５．６．２４（八幡製鉄事件、百選Ｉ８事件）により正しい。

本記述１文では、法人たる株式会社に政治的行為をなす自由が保障されるかが問題となる。

判例は、政治資金の寄付と会社の権利能力が問題となった事案において、「憲法第３章に定める国民の権利および義務の各条項は、**性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される**ものと解すべき」とした上で、「**会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有する**のである」としている。

その理由として、判例は、「会社は、…構成単位たる社会的実在なのであるから…ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるかぎり…会社の当然になしうるところであるといわなければなら」ず、「会社が、納税の義務を有し自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はない」ということを挙げている。

よって、本記述１文は正しい。

最大判昭４５．６．２４（八幡製鉄事件、百選Ｉ８事件）。本記述２文では、株式会社が政治資金を寄付する自由の保障は、憲法上認められているかが問題となる。

判例は、株式会社が政党に対して、政治献金をした事案において、「**政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によつてそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあつたとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない**」としている。

その理由として、判例は、「所論は大企業による巨額の寄附は金権政治の弊を産むべく…さらに豊富潤沢な政治資金は政治の腐敗を醸成するというのであるが、その指摘するような弊害に対処する方途は、さしあたり、立法政策にまつべきことであつて、憲法上は、公共の福祉に反しないかぎり、会社といえども政治資金の寄附の自由を有するといわざるを得ず、これをもつて国民の参政権を侵害すると」はいえないということを挙げている。

よって、本記述２文も正しい。

無断複製・無断転載等を禁じます

なお、学説上、上記判決に対しては、会社の巨大な経済力と影響力にかんがみると、憲法上自然人と同一の自由が保障されているとすることは行き過ぎであるとの批判がなされている。

イ正しい。本記述は、最判平８．３．１９（南九州税理士会政治献金事件、百選Ⅰ３６事件）により正しい。

本記述では、強制加入団体たる税理士会において、政治団体への献金を目的として、会員から費用を多数決原理により徴収することが許されるかが問題となる。

判例は、政党等、政治資金規正法上の政治団体に金員を寄付するための特別会費を徴収する旨の税理士会の総会決議の効力が争われた事案において、「税理士会が右の方式により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある」と述べ、「**税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、法４９条２項〔現：同条６項〕所定の税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない**」ことにより、「会員から特別会費として５０００円を徴収する旨の決議」は、「無効であると解するほかはない」としている。このように解すると、会員たる税理士は、納入義務を負わないこととなる。その理由として、判例は、「税理士会が…強制加入の団体であり、その会員である税理士に実質的には脱退の自由が保障されていないことからすると、その目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で」制約を受け、「政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである」ということを挙げている。

ウ正しい。例えば、選挙権、生存権、一定の人身の自由など、自然人とのみ結合し得る人権は法人には保障されない。また、人権保障の程度については、例えば、経済的自由は、法人に対してもその保障が及ぶが、自然人の場合とは異なり、人権の実質的公平を確保しようとする社会国家理念に基づき、自然人よりも広汎な積極的規制を加えることが許容される。

したがって、本記述は正しい。

以上により、正しい組合せは「ア○　イ○　ウ○」であり、したがって、正解は肢１となる。

無断複製・無断転載等を禁じます

【MEMO】

無断複製・無断転載等を禁じます

憲　法 第２問	外国人の人権享有主体性

〔第２問〕（配点：３）

外国人の人権享有主体性に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には１を、誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No.２］から［No.４］）

ア．精神的自由権たる政治活動の自由は、自然権的性質を有する人権であるから、日本国民と同程度に外国人にも保障されている。［No.２］

イ．外国人に入国の自由は保障されていないが、在留外国人の再入国の実質は、日本における在留地を生活の本拠とする一時的な海外旅行の一部にすぎず、一般的に帰国を前提にしているので、憲法第２２条を根拠として外国人の再入国の自由は保障されている。［No.３］

ウ．地方公共団体レベルの選挙権は、国政レベルの選挙権と同様に国民主権の原理に基づくものであること、憲法第９３条第２項の「住民」は、憲法第１５条第１項の日本「国民」を前提にしていることから、法律で定住外国人に地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与することは憲法上許されていない。［No.４］

無断複製・無断転載等を禁じます

憲　法	外国人の人権享有主体性	日　付	/	/	/	問題整理番号	正答率
第２問		ﾁｪｯｸ欄				2-1-4-(3)	%
〈出題ポイント〉　条文知識：１　判例知識：５　学説理解：１　事務処理：１　論理その他：１							
〈関連過去問〉　司法2－1、26－2、25－1							
正解　〔№２〕２、〔№３〕２、〔№４〕２							

【肢別解答率（%）】

肢別解答率(%)	1	2
ア	15	**85**
イ	1	**99**
ウ	6	**94**

（全体正答率79%）

ア誤　り。最大判昭５３．１０．４（マクリーン事件、百選Ｉ１事件)。政治活動の自由が日本国民と同等に外国人に対しても保障されているかが問題となる。

判例は、本記述と同様の事案において、「憲法第３章の諸規定による**基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ**ものと解すべきであり、**政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶ**」として、外国人の政治活動の自由の保障の程度が日本国民と全く同じではないことを認めている。

判例の結論に賛成する学説は、その理由として、確かに、精神的自由権は、自然権的性質を有する人権であるから、外国人にも保障されるべきものであるが、精神的自由権のうちでも参政権的な機能を果たす政治活動の自由については、外国人には国政レベルの選挙権など一定の参政権が否定されているので、日本国民よりも大きな制約を受けるということを挙げている。

したがって、本記述は、精神的自由権たる政治活動の自由は、自然権的性質を有する人権であるから、日本国民と同程度に外国人にも保障されているとしている点で、誤っている。

イ誤　り。本記述前段について。最大判昭５３．１０．４（マクリーン事件、百選Ｉ１事件)。本記述前段では、外国人に入国の自由が保障されているかが問題となる。

判例は、法務大臣が、アメリカ人である原告が在留中に政治活動をしたことを理由に在留期間更新を拒否したことが、法務大臣の裁量権の逸脱・濫用に当たらないかが争われた事案において、「**憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものではない**」としている。

その理由として、判例は、「憲法２２条１項は、日本国内における居住・移転の自由を保障する旨を規定するにとどまり、外国人がわが国に入国することについてはなんら規定していないものであり、このことは、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該

無断複製・無断転載等を禁じます

国家が自由に決定することができる」ということを挙げている。
よって、本記述前段は正しい。
本記述後段について。最判平４．１１．１６（森川キャサリーン事件、百選ＩＡ２事件)。本記述後段では、憲法２２条を根拠として外国人の再入国の自由が保障されているかが問題となる。
判例は、定住外国人が、韓国への旅行計画を立て、再入国許可の申請をしたところ、過去に３度再入国許可を得ていたにもかかわらず、指紋押捺を拒否したことを理由に不許可とされたので、その取消しと国家賠償を請求したという事案において、外国人の再入国の自由は、憲法２２条により保障されないとした「原審の判断は、正当として是認」できるとしている。
その理由として、判例は、入国の自由を否認した判例（最大判昭３２．６．１９）及び入国の自由、在留権を否認した判例（最大判昭５３．１０．４（マクリーン事件、百選Ｉ１事件)）の趣旨に照らして、「**我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されているものでない**」ということを挙げている。
よって、本記述後段は、憲法２２条を根拠として外国人の再入国の自由は保障されていないとすべきところ、保障されているとしている点で、誤っている。
したがって、本記述は誤っている。

ウ誤　り。最判平７．２．２８（百選Ｉ３事件)。本記述では、地方公共団体において法律で定住外国人に選挙権を付与することが憲法上許されているかが問題となる。
判例は、日本で生まれ、日本に生活の本拠を置いている永住資格を有する在日韓国人が、地方公共団体における選挙権が憲法上保障されていると争った事案において、「国民主権の原理及びこれに基づく憲法１５条１項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、**憲法９３条２項にいう『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない**」が、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、**法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない**」としている。
その理由として、判例は、「憲法９３条２項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第８章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解される」ということを挙げている。
したがって、本記述は、地方公共団体において法律で定住外国人に選挙権を付与することは憲法上許されていないとしている点で、誤っている。

無断複製・無断転載等を禁じます

【MEMO】

無断複製・無断転載等を禁じます

憲　法	人権と公共の福祉
第3問	

〔第３問〕（配点：３）

次のアからウは、「公共の福祉」に関する文章である。ａはある見解を要約したものであり、ｂはそれぞれの見解に対する批判である。ｂがａに対する批判となり得る場合には１を、批判となり得ない場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［№５］から［№７］）

ア．ａ．「公共の福祉」による制約が認められる人権は、その旨が明文で定められている経済的自由権（憲法第２２条、第２９条）と、国家の積極的施策によって実現される社会権（憲法第２５条ないし第２８条）に限られ、憲法第１３条の「公共の福祉」は人権制約の根拠とはなり得ないと解する見解がある。

ｂ．しかし、憲法第１３条の「公共の福祉」は人権制約の根拠とはなり得ないとするこの見解によれば、憲法第１３条を新しい人権を基礎づける包括的な人権条項と解釈することができなくなってしまう。［№５］

イ．ａ．「公共の福祉」を基本的人権の一般的制約原理と捉え、憲法第１３条の「公共の福祉」に基づく消極的な内在的制約と、憲法第２２条及び憲法第２９条の「公共の福祉」に基づく積極的な政策的制約とを区別し、更に憲法第１３条の「公共の福祉」の適用に当たっても、憲法第２２条及び憲法第２９条の「公共の福祉」の適用に当たっても、それぞれの人権の性質や規制の目的を考慮する見解がある。

ｂ．しかし、この見解は、「公共の福祉」の内容を社会生活を営む構成員多数の実質的利益と解することになり、多数者に抗して自己を主張することを可能にさせるところに基本的人権の存在理由があることと矛盾する。［№６］

ウ．ａ．憲法第２９条第２項にいう「財産権の内容」について、これを「財産権の行使」と区別して、「財産権の内容」は憲法第２９条第２項による制約を受けるが、「財産権の行使」は憲法第１２条、第１３条による制約を受けるとする見解がある。

ｂ．しかし、この見解は、憲法第１２条、第１３条の「公共の福祉」には財産権について通常認められているような政策的規制を許容する趣旨が含まれていないと解する立場から、憲法第２９条第２項をもっておよそ財産権に対する制約根拠と解するのが正当であると批判される。［№７］

無断複製・無断転載等を禁じます

憲　法	人権と公共の福祉	日　付	/	/	/	問題整理番号	正答率
第３問		ﾁｪｯｸ欄				2-2-1	%
〈出題ポイント〉　条文知識：２　判例知識：０　学説理解：５　事務処理：２　論理その他：３							
〈関連過去問〉　司法20－3							
正解　〔№５〕１、〔№６〕２、〔№７〕１							

【肢別解答率（%）】

肢別解答率(%)	1	2
ア	**75**	25
イ	20	**80**
ウ	**89**	11

（全体正答率60%）

ア批判となり得る。

ａの見解は、憲法２２条及び２９条のように、憲法が特に「公共の福祉」による制約を認めている場合のほか、基本的人権は「公共の福祉」によって制限されないとして、**憲法１２条、憲法１３条は訓示規定であると解する**。

この見解に対しては、憲法１３条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は、憲法に列挙されていない権利である肖像権や人格権などの新しい人権を包括的に保障した規定と解され、その法的効力が認められているところ、「公共の福祉」による制約を回避するために憲法１３条を訓示規定と解することは容認できないとの批判が成り立つ。

したがって、ｂの記述は批判となり得る。

イ批判となり得ない。

ａの見解は、憲法１３条の「公共の福祉」が人権制約の憲法上の根拠となることを肯定した上で、人権の性質に応じて権利の制約の程度が異なるとして、**公共の福祉には、内在的制約原理と政策的制約原理との２種類が含まれると解する**見解である。この見解は、憲法１３条の「公共の福祉」による制約は、権利の性質に応じて各別の考慮を必要と解するので、「公共の福祉」を本質的に個人の基本的人権と対立する実体的な多数者や全体の利益を意味するとは解さず、各個人の基本的人権の保障を確保するための、基本的人権相互の矛盾・衝突を調整する公平の原理と解している。

よって、ａの見解は、そもそも「公共の福祉」の内容を「社会生活を営む構成員多数の実質的利益」とは解していない。

したがって、ｂの記述は批判となり得ない。

ウ批判となり得る。

ａの見解は、財産権の「内容」と「行使」とを区別し、「内容」の制限は憲法２９条２項に、「行使」のそれは人権制約の一般原理を表明した憲法１２条、憲法１３条の「公共の福祉」にその根拠を求める見解である。

財産権については、自由国家的公共の福祉に基づく財産権に内在する制約と社会国家的公共の福祉の見地からする財産権に対する政策的制約という２種の制約が認められるのに対して、憲法１２条、憲法１３条の「公共の福祉」には財産権について通常認められるような政策的

無断複製・無断転載等を禁じます

規制を許容する趣旨が認められないと解する見解がある。この見解からは、ａの見解に対して、「財産権の行使」も「財産権の内容」と同じく財産権であるから、社会国家的公共の福祉の見地からする政策的制約を受けるので、「財産権の行使」の制約根拠も憲法２９条２項に求めるのが正当であるとの批判が導かれる。
したがって、ｂの記述は批判となり得る。

無断複製・無断転載等を禁じます

【MEMO】

無断複製・無断転載等を禁じます

憲　法 第４問	私人間における人権保障

〔第４問〕（配点：２）

私人間における人権保障に関連する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、[№８]）

ア．性差別が公序良俗を定める民法第９０条に違反するか否かに関し、入会部落の慣習に基づく入会集団の会則のうち入会権者の資格を原則として男子孫に限定し同入会部落以外の男性と婚姻した女子孫は離婚して旧姓に復しない限り入会権の資格を認めないとする部分の規定は、不合理な差別であり無効である。

イ．定年年齢を男子６０歳、女子５５歳と定め、女子の定年年齢を男子より低く定めた就業規則は、専ら女子であることのみを理由として定められたものであっても合理的理由があり有効である。

ウ．航空自衛隊基地の建設に際し、自衛隊基地の建設用地を調達するため、国が私人と対等の立場で締結する私法上の契約は、実質的にみて公権力の発動たる行為となんら変わりがないといえるような特段の事情がある場合であっても、憲法第９条の直接適用を受けず、私法の適用を受けるにすぎない。

１．ア○　イ○　ウ○　　２．ア○　イ○　ウ×　　３．ア○　イ×　ウ○
４．ア○　イ×　ウ×　　５．ア×　イ○　ウ○　　６．ア×　イ○　ウ×
７．ア×　イ×　ウ○　　８．ア×　イ×　ウ×

無断複製・無断転載等を禁じます

憲　法	私人間における人権保障	日　付	/	/	/	問題整理番号	正答率
第４問		ﾁｪｯｸ欄				2-2-3	%
〈出題ポイント〉　条文知識：１　判例知識：５　学説理解：１　事務処理：１　論理その他：１							
〈関連過去問〉　司法4－2、3－1、1－2							
正解　〔№８〕４							

【肢別解答率（%）】

	1	2	3	4	5	6	7	8
肢別解答率(%)	1	0	1	**70**	25	1	0	2

（全体正答率70%）

ア正しい。最判平１８．３．１７（重判平１８憲法４事件）。本記述では、入会集団の会則が民法９０条に反し無効か否かが問題となる。

判例は、入会権者の資格を原則として男子孫に限定し、入会部落民以外の男性と結婚した女子孫は離婚して旧姓に復しない限り入会権の資格を認めないとする入会集団の会則の効力が問題となった事案において、「男子孫要件は、専ら女子であることのみを理由として女子を男子と差別したものというべきであり、**遅くとも本件で補償金の請求がされている平成４年以降においては、性別のみによる不合理な差別として民法９０条の規定により無効である**と解するのが相当である」としている。

その理由として、判例は、「男子孫要件は、…入会団体の団体としての統制の維持という点からも、入会権の行使における各世帯間の平等という点からも、何ら合理性を有しない。このことは、…部落民会の会則においては、会員資格は男子孫に限定されていなかったことや、被上告人と同様に…入会権を有する他の入会団体では会員資格を男子孫に限定していないものもあることからも明らかである。被上告人においては、…女子の入会権者の資格について一定の配慮をしているが、これによって男子孫要件による女子孫に対する差別が合理性を有するものになったということはできない。そして、男女の本質的平等を定める日本国憲法の基本的理念に照らし、入会権を別異に取り扱うべき合理的理由を見いだすことはできない」ということを挙げている。

したがって、本記述は正しい。

イ誤　り。最判昭５６．３．２４（日産自動車事件、百選Ⅰ１１事件）。本記述では、就業規則中専ら女子であることのみを理由として女子の定年年齢を男子より低く定めた部分が民法９０条に反し無効か否かが問題となる。

判例は、定年年齢を男子６０歳、女子５５歳と定め、女子の定年年齢を男子より低く定めた就業規則の効力が問題となった事案において、「就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、**専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法９０条の規定により無効である**と解するのが相当である（憲法１４条１項、民法１条ノ２〔注：現行２条〕参照）」としている。

その理由として、判例は、「原審は、上告会社における女子従業員の担当職種、男

無断複製・無断転載等を禁じます

女従業員の勤続年数、高齢女子労働者の労働能力、定年制の一般的現状等諸般の事情を検討したうえ、上告会社においては、女子従業員の担当職務は相当広範囲にわたつていて、従業員の努力と上告会社の活用策いかんによつては貢献度を上げうる職種が数多く含まれており、女子従業員各個人の能力等の評価を離れて、その全体を上告会社に対する貢献度の上がらない従業員と断定する根拠はないこと、しかも、女子従業員について労働の質量が向上しないのに実質賃金が上昇するという不均衡が生じていると認めるべき根拠はないこと、少なくとも６０歳前後までは、男女とも通常の職務であれば企業経営上要求される職務遂行能力に欠けるところはなく、各個人の労働能力の差異に応じた取扱がされるのは格別、一律に従業員として不適格とみて企業外へ排除するまでの理由はないことなど、上告会社の企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由は認められない旨認定判断したものであり、右認定判断は、原判決挙示の証拠関係及びその説示に照らし、正当として是認することができる」ということを挙げている。

したがって、本記述は、女子の定年年齢を男子より低く定めた事案において合理的理由は認められず無効であるとすべきところ、合理的理由があり有効であるとしている点で、誤っている。

ウ誤　り。最判平元．６．２０（百里基地訴訟、百選Ⅱ１６６事件）。本記述では、自衛隊基地の用地調達に当たり、国が私人と対等の立場で締結する私法上の行為に憲法９条の適用があるか否かが問題となる。

判例は、航空自衛隊基地の建設に際し、国と私人の間において締結された用地の売買契約の効力が問題となった事案において、「**国が行政の主体としてでなく私人と対等の立場に立つて、私人との間で個々的に締結する私法上の契約は、当該契約がその成立の経緯及び内容において実質的にみて公権力の発動たる行為となんら変わりがないといえるような特段の事情のない限り、憲法９条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする私法の適用を受けるにすぎない**ものと解するのが相当である」としている。

その理由として、判例は、「憲法９条は、その憲法規範として有する性格上、私法上の行為の効力を直接規律することを目的とした規定ではなく、人権規定と同様、私法上の行為に対しては直接適用されるものではないと解するのが相当であ」るということを挙げている。

したがって、実質的にみて公権力の発動たる行為となんら変わりがないといえるような特段の事情がある場合には憲法９条の直接適用を受けるとすべきところ、憲法９条の直接適用を受けず、私法の適用を受けるにすぎないとしている点で、誤っている。

なお、本判決は「特段の事情」を否定したが、本件においては土地収用の代わりに任意買収方式がとられたと見て、「特段の事情」を肯定する見解もある。

以上により、正しい組合せは「ア○　イ×　ウ×」であり、したがって、正解は肢４となる。

無断複製・無断転載等を禁じます

【MEMO】

無断複製・無断転載等を禁じます

憲　法 第５問	法の下の平等

〔第５問〕（配点：２）

法の下の平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、[№９]）

ア．憲法第１４条第１項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて」と規定し、直接には日本国民を対象とするものではあるが、同条項の趣旨は、特段の事情が認められない限り、外国人に対しても類推される。

イ．租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、立法目的が正当なものであり、かつ、区別の態様が目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、憲法第１４条第１項の規定には違反しない。

ウ．認知に加えて準正を日本国籍取得の要件としている旧国籍法第３条第１項は、立法の当初より、我が国との密接な結び付きを有する者に限り日本国籍を付与するという立法目的との間に合理的関連性を欠いており、憲法第１４条第１項に違反する。

１．ア○　イ○　ウ○　　２．ア○　イ○　ウ×　　３．ア○　イ×　ウ○
４．ア○　イ×　ウ×　　５．ア×　イ○　ウ○　　６．ア×　イ○　ウ×
７．ア×　イ×　ウ○　　８．ア×　イ×　ウ×

無断複製・無断転載等を禁じます

憲　法	法の下の平等	日　付	/	/	/	問題整理番号	正答率
第５問		ﾁｪｯｸ欄				2-3-2	%
〈出題ポイント〉　条文知識：１　判例知識：５　学説理解：１　事務処理：１　論理その他：１							
〈関連過去問〉　司法4－3、3－3、27－2							
正解　〔№９〕２							

【肢別解答率（%）】

	1	2	3	4	5	6	7	8
肢別解答率(%)	8	**60**	1	3	8	18	0	2

（全体正答率60%）

ア正しい。最大判昭３９．１１．１８。判例は、「憲法１４条は『すべて国民は、法の下に平等であつて、…』と規定し、直接には日本国民を対象とするものではあるが、…わが**憲法１４条の趣旨は、特段の事情の認められない限り、外国人に対しても類推さるべきもの**と解するのが相当である」としている。

その理由として、判例は、「法の下における平等の原則は、近代民主主義諸国の憲法における基礎的な政治原理の一としてひろく承認されており、また既にわが国も加入した国際連合が１９４８年の第3回総会において採択した世界人権宣言の７条においても、『すべて人は法の前において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。…』と定めている」ということを挙げている。

したがって、本記述は正しい。

イ正しい。最大判昭６０．３．２７（サラリーマン税金訴訟、百選Ⅰ３１事件）。判例は、旧所得税法上の給与所得課税に関する諸規定が、事業所得者等に比べて給与所得者に対し著しく不公平な所得税負担を課すものとして、憲法１４条１項に違反するかが争われた事案において、「**租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法１４条１項の規定に違反するものということはできない**」としている。

その理由として、判例は、「租税は、今日では、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、国民の租税負担を定めるについて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とすることも明らかである。したがつて、租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ない」ということを挙げている。

したがって、本記述は正しい。

無断複製・無断転載等を禁じます

ウ誤　り。最大判平２０．６．４（国籍法違憲判決、百選Ｉ２６事件）。判例は、日本人の親による生後認知を受けた非嫡出子のうち、父母の婚姻により嫡出子の地位を獲得した準正子のみに届出による国籍取得を認める旧国籍法３条１項の規定が、憲法１４条に反するかが争われた事案において、当該規定の立法目的自体には合理的な根拠があるとした上で、「国籍法３条１項の規定が設けられた当時の社会通念や社会的状況の下においては、日本国民である父と日本国民でない母との間の子について、父母が法律上の婚姻をしたことをもって日本国民である父との家族生活を通じた我が国との密接な結び付きの存在を示すものとみることには相応の理由があったものとみられ、**当時の諸外国における前記のような国籍法制の傾向にかんがみても、同項の規定が認知に加えて準正を日本国籍取得の要件としたことには、…立法目的との間に一定の合理的関連性があったものということができる**」としている。

したがって、本記述は、立法の当初より立法目的との間に合理的関連性を欠いていたとしている点で、誤っている。

なお、同判例は、「今日においては、立法府に与えられた裁量権を考慮しても、我が国との密接な結び付きを有する者に限り日本国籍を付与するという立法目的との合理的関連性の認められる範囲を著しく超える手段を採用しているものというほかなく、その結果、不合理な差別を生じさせているものといわざるを得ない」と判示している。

以上により、正しい組合せは「ア○　イ○　ウ×」であり、したがって、正解は肢２となる。

無断複製・無断転載等を禁じます

【MEMO】

無断複製・無断転載等を禁じます